平成25年６月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が制定され、平成26年１月３日に施行されたところである。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。今後、改正の趣旨にも十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

⑵　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状

ア　都道府県基本計画及び市町村基本計画

都道府県基本計画は、47都道府県全てにおいて策定されている。市町村基本計画は、平成25年９月現在、563市町村において策定されている。

イ　配偶者暴力相談支援センター

平成25年７月現在、47都道府県及び58市において、合計232施設が、支援センターとしての機能を果たしている。

ウ　相談

支援センターで受け付けた相談の件数は、平成14年度には35,943件であったが、平成24年度には89,490件となり、年々増加傾向にある。

平成24年度に受け付けた相談件数について、人口比で見ると、人口１万人当たりの相談件数が最も多い都道府県では57.8件であるのに対して、少ない都道府県では1.6件であり、大きな地域差が見られる。

婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数について見ると、平成13年度では13,071件であったものが、平成24年度には30,183件となっており、婦人相談所等における来所による相談件数全体に占める夫等の暴力に関する相談の割合も19.2パーセントから36.7パーセントと増加している。

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年で14,140件であったものが、平成24年には43,950件となっている。

エ　一時保護

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者は、平成13年度では2,680件であったものが、平成24年度には4,373件となっている。

オ　保護命令

平成24年の保護命令の発令件数は2,482件となっている。その内訳を見ると、被害者に関する保護命令のみが発令された件数が672件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令された件数が557件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」への接近禁止命令が発令された件数が977件、被害者に関する保護命令に加えて、「親族等」への接近禁止命令が発令された件数が276件となっている。また、保護命令の発令件数のうち、退去命令を含む発令件数は637件、再度の申立てに係る発令件数は342件となっている。

３　基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

⑴　基本方針

ア　基本方針の目的

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本的な方針を示したものであり、都道府県基本計画及び市町村基本計画（以下「基本計画」という。）の指針となるべきものである。したがって、基本計画は、基本方針に即して策定されることが必要である。また、基本方針は、都道府県又は市町村の判断により、都道府県基本計画又は市町村基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

イ　配偶者からの暴力及び被害者の範囲

法において、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第３章については、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされている。このため、基本方針においても、第２の３及び４⑵イについては、配偶者からの身体に対する暴力に限るものとする。

また、法第４章については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者が「被害者」とされている。このため、第２の８及び別添については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者を「被害者」とする。

ウ　生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用

法第28条の２において、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について、法第２条及び第１章の２から第５章までの規定を準用することとされている。このため、基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び当該暴力を受けた者について準用することとする（ただし、エに掲げるものを除く。）。

エ　生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用から除外するもの

㋐　第２の７⑹ア及びウの健康保険の被扶養者に関する事項並びにエの手続に関する事項

㋑　第２の７⑺の年金に関する事項（ただし、第２の７⑺オについては準用する。）

㋒　第２の10⑴ウの出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に関する事項（配偶者の身分を有する者としての活動を６月以上行っていない外国人に対する在留資格取消手続における「正当な理由」の有無の判断）

⑵　都道府県基本計画及び市町村基本計画

ア　基本計画の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。

法第２条の３第１項において、都道府県は、基本方針に即して、都道府県基本計画を定めなければならないとされており、既に全都道府県において、策定が行われている。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要である。被害者に対する自立支援施策の充実等が求められている現状にかんがみ、平成19年の法改正により、市町村における取組を一層促進するため、法第２条の３第３項において、市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければならないとされたものである。

イ　基本計画の基本的視点

㋐　被害者の立場に立った切れ目のない支援

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいて、基本計画を検討することが必要である。

また、配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階について、施策の内容を検討することが必要である。